

新制度の利用の流れ②

※認定こども園の利用については、1号認定の場合は青枠の、2号・3号認定の場合は赤枠の手続きの流れとなります。

幼稚園等を 利用希望の場合(1号認定)

(1) 幼稚園等に直接利用を申し込み ます

※市が必要に応じて利用支援をします。

(2) 幼稚園等から入園の内定を受け ます

(定員超過の場合などには抽選などの
選考あり)

(3) 幼稚園等を通じて利用のための 認定を申請します

(4) 幼稚園等を通じて市から認定証 が交付されます

(1号認定)

(5) 幼稚園等と契約をします

保育所等を 利用希望の場合(2・3号認定)

(1) 市に「保育の必要性」の認定を申 請します

※利用希望の申込み(3)も同時にできます

(2) 市から認定証が交付されます (2号認定・3号認定)

(3) 保育所等の利用希望の申込みを します

(希望する施設名などを記載)

(4) 申請者の希望、保育所等の状況な どにより、市が利用調整をします

※保育を必要とするお子さん(2号、3
号認定)の場合、必要に応じ、市が利
用可能な保育所等のあっせんなども
します。

(5) 利用先の決定後、契約となります

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・市立保育所等を利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(市立施設の場合は市)へ支払います。

私立保育所を利用する場合

利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

「子ども・子育て支援新制度」 がスタートします！



姫路市イメージキャラクター
しろまるひめ

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

この新制度の実施の財源には、消費税の増収分が充てられることとなっており、市町村が地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目指します。

現在姫路市では、姫路市子ども・子育て会議で審議を重ねながら新制度の実施に向けた準備を進めています。

【問い合わせ先】

市の新制度について

姫路市こども政策課

Tel079-221-2738

市の認定・利用手続きについて

姫路市保育課

Tel079-221-2366

姫路市教育委員会(市立幼稚園の場合)

Tel079-221-2762

※認定こども園(保育を必要としない場合)・私立幼稚園の入園を希望する場合は、各園へ直接お問い合わせください。

国の制度について

内閣府子ども・子育て支援新制度移行準備室

Tel03-5253-2111(代表)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。

●認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

●幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

●保育所

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

●地域型保育

幼稚園・保育所などの施設より少人数（19人以下）の単位で0～2歳の子どもを預かる事業



地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、下記などの地域の子育て支援の充実を図ります。

●地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談の場を提供する事業

●利用者支援

子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行う事業

●一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的に保育を提供する事業

●病児・病後児保育

病気や病気の回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所などに付設されたスペースで預かる事業

●放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、放課後に小学校の専用施設などで児童の健全育成を図る事業



新制度の取組みは、姫路市が中心となって進めます。

新制度の取組みは、市町村が地域の状況やニーズを把握し、新制度のメニューの中から地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施することとなっています。

姫路市においても、姫路市子ども・子育て会議で審議を重ね、新制度の開始（平成27年4月予定）から5年間で計画期間とする「（仮称）姫路市子ども・子育て支援事業計画」の策定や、市の子育て支援の提供内容についての検討を行っているところです。

新制度の利用の流れ①

1 施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、市が**認定する右の3つの区分**に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まります。手続きの時期や流れはこれまでと大きく異なるものではありません（次頁参照）。



3つの認定区分

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが**満3歳以上**で、教育を希望される場合
利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが**満3歳以上**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが**満3歳未満**で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合
利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

2 保育所などでの保育を希望する場合は、「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

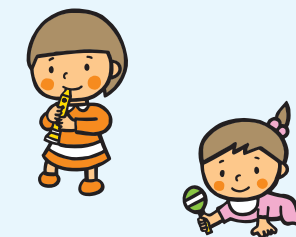
保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号認定、3号認定）に当たっては、以下の3点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ☐ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- ☐ 妊娠、出産
- ☐ 保護者の疾病、障害
- ☐ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ☐ 災害復旧
- ☐ 求職活動（起業準備を含む）
- ☐ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐ 虐待やDVのおそれがあること
- ☐ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ☐ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。



② 保育の必要量

就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。

③「**保育標準時間**」利用⇒フルタイム（概ね月120時間以上）就労を想定した利用時間（最長11時間）

④「**保育短時間**」利用⇒パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

保育料は？

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市が実際の状況に応じて定めることとなります。